

農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)

年間最大150万円を就農前(2年間)、就農後(5年間)に交付します

農業次世代人材投資資金には、「準備型」と「経営開始型」の2つがあります。

「準備型」は、農業大学校や就農学校・ファーマーズスクールなど県が認定した研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付します。

「経営開始型」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた(見込みを含む)認定新規就農者に年間最大150万円(前年所得に応じて交付金額は変動)を最長5年間交付します。

交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

農業次世代人材投資資金 準備型 の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

1. 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
7. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

2. 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農(*)を目指すこと

※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承することまたは農業法人の共同経営者になること
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

3. 研修計画が以下の基準に適合していること

- ① 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
- ※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象
- ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと

4. 他の事業と重複で交付を受けていないこと

5. 常勤の雇用契約を締結していないこと

6. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- 2 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合
※ 準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農または雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合または農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合



大分県応援団「鳥、めじろん

農業次世代人材投資資金 **経営開始型** の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付

1. 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定 新規就農者※で次世代を担う農業者となることに 強い意欲を有していること

※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

2. 独立・自営就農であること

- ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する

※親元に就農する場合でも、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していてもよい)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする

- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

3. 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4. 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営 リスクを負うと市町村長に認められること

5. 人・農地プランへの位置づけ

市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む)に中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること

6. 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有 する場合は園芸施設共済等に加入している、 または加入することが確実と見込まれること

7. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複 受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による 助成を受けたことがある農業法人等でないこと

8. 原則として青年新規就農者ネットワーク (一農ネット)に加入すること

交付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する
- ③ 平成28年度以前に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後5年度目までとする
- ④ 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円とする
- ⑤ 中間評価の結果、早期に経営を確立し、さらなる経営発展につながる取り組みを行う者に対し、最大150万円(または3年目交付額の2倍のうち低い額)を交付し、本事業から卒業

交付停止

- 1 資金を除いた本人の前年の所得が350万円を超えた場合
- 2 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 3 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても、経営の改善が見込みがたいと判断された場合

返 還

- 1 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合



自営就農

新たに農業を始める、
親とは違う分野で農業を始める

女性のための就農支援

大分県では、農業が多様化する女性の働き方に柔軟に対応できると考えており、農業現場で活躍できる新規就農者を確保するため、女性農業者の情報発信や農業に触れる機会を提供しています。

女性新規就農者数の推移

年度	自営就農	雇用就農	合計
H26	20	18	38
H27	37	19	56
H28	35	18	53
H29	33	21	54
H30	44	17	61

活躍する農業女性の情報発信

- 女性向け情報誌、SNS等でのPR
- 女性就農希望者向け冊子作成

農業・農村の理解促進

- 就農セミナー
- バスツアー・インターンシップ等



女性就農バスツアーの様子

(女性が代表をつとめる法人などの視察を行います)

中高年のための就農支援

大分県では、県外から移住就農を希望する中高年の方に対し、就農前の農業技術や知識を習得するための研修を後押しする、移住者限定の大分県中高年移住就農給付金を準備しています。



大分県中高年移住就農給付金

(1) 対象者

- ・ 県外から大分県に移住し就農予定の方
- ・ 研修終了後の就農予定時に**50歳以上55歳未満**で、**独立自営就農**を目指す方

(2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円／年、最長2年間**(研修期間中に限る)

(3) 給付要件

- ・ **大分県認定研修機関**で研修を受けること(就農学校・ファーマーズスクール参照)
- ・ 研修期間が1年以上で、かつ年間研修時間が1,200時間以上であること
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
- ・ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農(各種要件あり)をすること
- ・ 研修終了後1年以内に、市町村長が認める**認定新規就農者**となること
- ・ かつ人・農地プランの中心経営体と位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・ **大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者**であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。



親元就農

農家子弟のための就農支援

農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。

農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時50歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する **大分県親元就農給付金** 制度を設けています。

自営就農に占める農家子弟の推移

年度	自営就農	うち農家子弟
H26	115	63
H27	140	65
H28	137	70
H29	158	87
H30	176	82

●親元就農者とは…

3親等以内の者*が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

*3親等以内の者：父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

●どんな種類があるの？

準備型（就農前）

→農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型（就農後）

→経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。



大分県応援団「鳥、めじろん」

大分県親元就農給付金

準備型（就農前）

(1) 対象者

- ・親元就農予定時の年齢が、原則50歳未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・原則として生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

(2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大150万円／年、最長1年間**

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

(3) 給付要件

- ・大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生（長期コースのみ）であること
 - ※ただし、研修部の職業訓練生は除きます。
 - ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること
 - ・研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられること等
- ※別途、給付の停止及び返還要件があります。

開始型（就農後）

(1) 対象者

- ・親元就農時の年齢が、原則50歳未満で、H28年4月以降に就農した者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・原則として生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

(2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円／年、最長2年間**

※ただし、準備型給付期間を含みます。

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

(3) 給付要件

- ・家族経営協定を締結していること
 - ・人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
 - ・家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
 - ・家族経営協定に記載されている者の所得が、3年平均で1人あたり400万円以下であること
- ※別途、給付の停止及び返還要件があります。

雇用就農

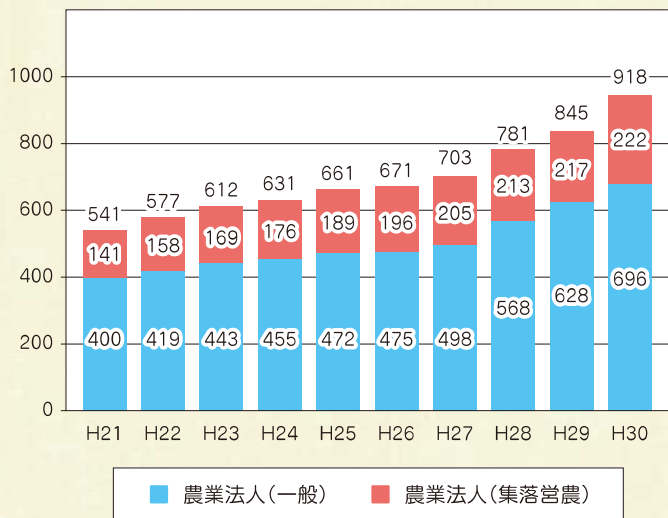
農業法人に就農する

大分県内の農業法人数は、平成30年度末現在918法人で年々増加しています。大分県は、特に農業への企業参入を進めており、平成19年から275社が農業参入しました。

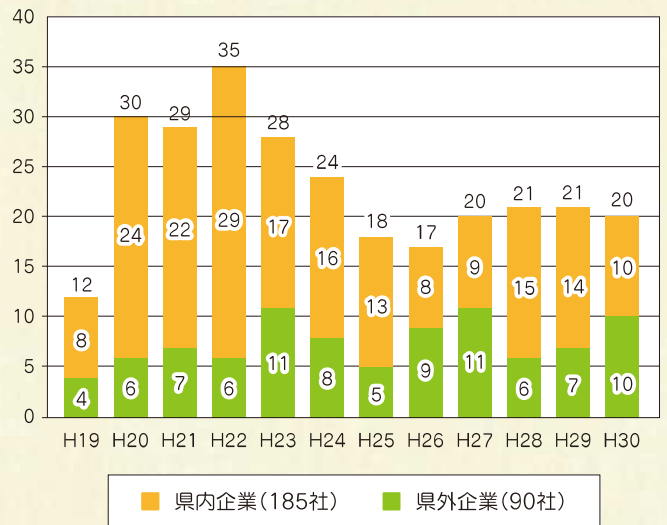
新規就農者のうち毎年約4割が農業法人に就職しており、農業法人への就職というスタイルは、ここ数年定着し、農業法人にとって経営を支える人材として欠かせない存在となっています。

農業法人では就業規則が整備され、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整っています。ただし、給与水準が他の業種と比較して高くないところが多いのが現状です。農業法人への就職を希望される方は、公共職業安定所（ハローワーク）や無料職業紹介所である大分県農業農村振興公社へお気軽にお問い合わせください。

農業法人数の推移



農業への企業参入実績



【参入企業が取り組んでいる農産物】

企業が取り組んでいる品目

①露地野菜	77	④果樹	38	⑦花き	5
②施設野菜	71	⑤米麦等作業受託	26	⑧茶	5
③しいたけ	41	⑥畜産	20	⑨その他	15



大分県応援団「鳥めじろん」

農業法人就職までの流れ

- 1 求職申込書の提出**

「求職票」に希望する仕事（作目など）や雇用に関する事などを記入します。相談員に希望など明確に伝えてください。
- 2 求人票の閲覧**

農業法人や農家からの求人情報を閲覧することができます。
- 3 紹介**

閲覧した情報から希望する仕事があれば紹介をします。
- 4 面接**

双方が理解をするための面接を行います。雇用条件等の不明な点を確認しましょう。
- 5 採用**

早く馴染めるようあなたの努力が必要です。



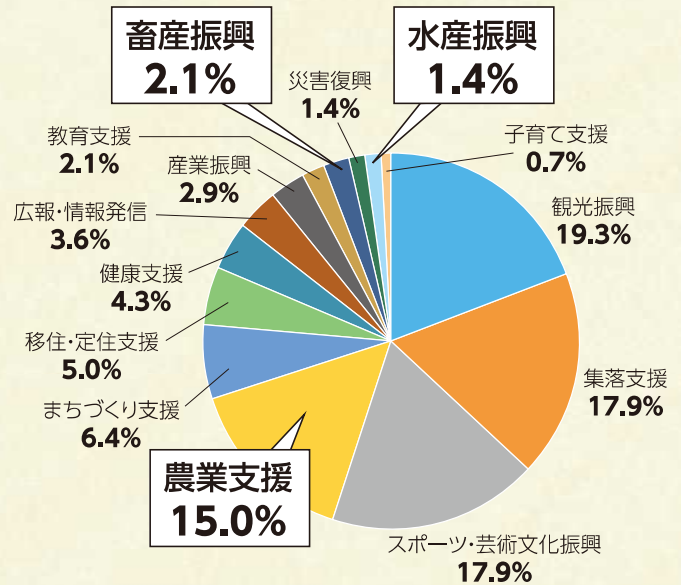
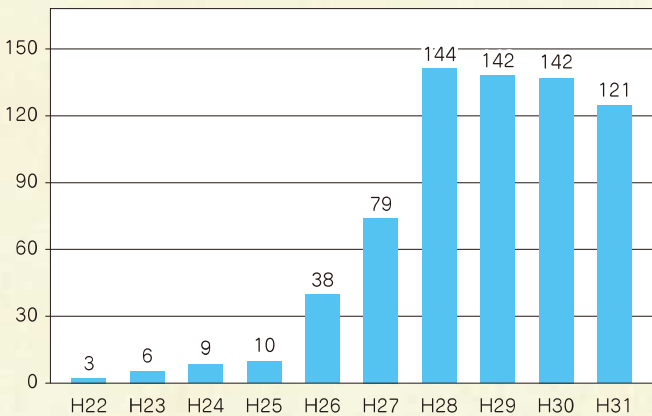
その他

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは、都市から田舎に一定期間生活の拠点を移し、「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を図る制度で、大分県では、これまで265人を受け入れています（H31年4月1日現在121人が活動中）。年代も10～30代が半数以上を占め、農業振興だけでなく、観光振興や集落支援など様々な活動を行っています。任期終了後に大分県で就農した方もおり、農業を始める一つの方法として注目されています。

隊員数の推移



肉用牛ヘルパー

肉用牛ヘルパーとは、これまで年中無休であった畜産農家の方々に定休日を設ける取り組みとして、「定休型肉用牛ヘルパー」が現在5組織設立されています。

ヘルパーの仕事としては、各地域内の牧場をまわって、畜産農家の代わりに母牛や子牛の世話、牛舎清掃等があります。

また、原則として、毎週1日以上は休日があり、傷害保険への加入については、掛金を組合が負担します。

農家からの感謝をいただきながら、たくさんの牛たちと触れ合うことができ、いろんな経験を積むことができることもこの仕事の特徴となります。

近年では、ヘルパーを数年経験したのちに新規就農する方が増えており、県としても新たな就農への道として支援していきます。

大分県内の肉用牛ヘルパー組合一覧

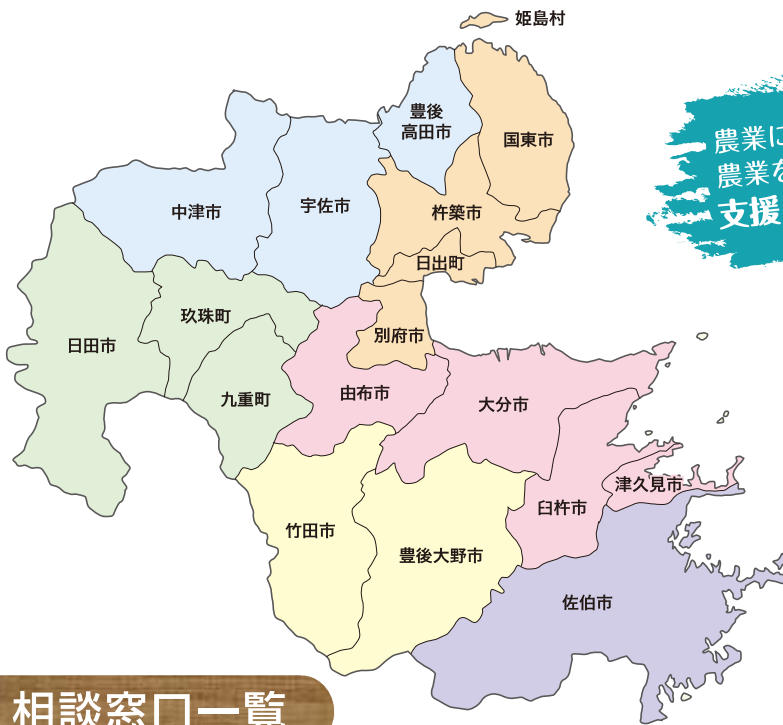
組合名	地域	組合員数	ヘルパー人数	給料 (農家規模で設定)	保険等 (組合負担)
久住地域肉用牛ヘルパー組合	竹田市内	67戸	8人	小6,750円/日～大9,000円/日	労災保険
大分由布畜産サポート組合	由布市内	8戸	1人	8,640円/日	傷害保険
日田地域畜産ヘルパー組合	日田市内	10戸	2人	小7,560円/日～大10,800円/日	傷害保険
玖珠九重肉用牛ヘルパー組合	玖珠町・九重町 (飯田除く)	21戸	1人	小7,560円/日～大10,800円/日	傷害保険
佐伯市肉用牛定休型ヘルパー組合	佐伯市内	6戸	1人	小6,000円/日～大9,000円/日	傷害保険

大分県市町村マップ

大分県は
新規就農者を
応援します!

農業にたずさわる方、
農業を始めたい方へ
支援・応援サイト!!

詳しくは
こちらにアクセス→



大分県応援団「鳥、めじろん

相談窓口一覧

就農全般	大分県 農林水産部 新規就業・経営体支援課 〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎本館9階) TEL.097-506-3586 E-mail a15270@pref.oita.lg.jp ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/
就農全般 (農業就職相談)	公益社団法人 大分県農業農村振興公社 〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2F TEL.097-535-0400 E-mail ninaite-02@onk.oita.jp ホームページ http://onk.oita.jp/
就農準備研修	大分県立農業大学校 研修部 〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-1 TEL.0974-22-7583 E-mail a15230@pref.oita.lg.jp ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/140/
移住全般	大分県 企画振興部 おおいた創生推進課 〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎本館3階) TEL.097-506-2038 ホームページ https://www.iju-oita.jp/ ※お問い合わせはホームページのお問い合わせフォームからお願いします。

【市町村】

地域	市町村名	担当課等	郵便番号	住所	代表電話番号
東部	別府市	農林水産課 農業委員会	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
	杵築市	農林水産課	873-0001	杵築市大字杵築377番地1	0978-62-1809(直)
	国東市	農政課	873-0503	国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111
	日出町	農林水産課	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3111
	姫島村	企画振興課	872-1501	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2282
中部	大分市	農政課	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-534-6111
	臼杵市	農林振興課	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326-1 野津庁舎	0974-32-2220
	津久見市	農林水産課	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
	由布市	農政課	879-5498	由布市庄内町柿原302番地	097-582-1111
南部	佐伯市	農林課	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3239
	豊後(ほうひ)	豊後大野市 農業振興課	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
西部	竹田市	農政課	878-8555	竹田市大字会々1650番地	0974-63-1111
	日田市	農業振興課	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-23-3111
	玖重町	農林課	879-4895	玖珠郡玖重町大字後野上8-1	0973-76-3804(直)
北部	玖珠町	農林課	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-7164(直)
	中津市	農政振興課	871-8501	中津市豊田町14番地3	0979-22-1111
	豊後高田市	農業プラン推進課	879-0692	豊後高田市是永町39番地3	0978-25-6243(直)
	宇佐市	農政課	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8155